

令和3年度 第5回 猿払村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月22日 13時30分から14時15分
- 2 開催場所 猿払村役場2階 第5会議室
- 3 出席委員 (6人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	早坂委員
	4番	丹治委員
	5番	欠員
	7番	森委員
	8番	守谷委員
	9番	木村委員
- 4 欠席委員 (3人)

	2番	羽鳥委員
	3番	大武委員
	6番	宮尾委員
- 5 議事日程
 - 第1 会期の決定
 - 第2 会議録署名委員の指名について
 - 第3 事務報告
 - 第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について
 - 第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
 - 第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第8 議案第5号 農業委員会の活動計画について
 - 第9 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱の要否について
 - 第10 その他
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	小林局長
事務次長	末永次長
農地係	高橋主事
農地係	田村主事

7 会議の概要

水野会長	<p>ただいまの出席委員数は6人です。 定足数に達しておりますので、令和3年度第5回総会を開会いたします。</p> <p>日程に入る前に、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、お集まりいただきましてありがとうございます。ご存知のとおり、酪農情勢は悪いほうにしかいっていないというのは皆さんもわかっていると思います。</p> <p>またウクライナとロシアの絡みも、原油価格の高騰や穀物高騰だけならまだしも、このままなら入ってこないのではないかというような状態もちょっと懸念されているところでございます。</p> <p>今後とも、経営もコスト削減も限界があるのですけれども、国、また行政のお力添えをお願いして頑張っていきたいと思っております。</p> <p>本日は結構重要な案件がございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>それでは議題に移ります。</p> <p>日程第1、会期の決定について。 会期は本日1日限りといたしますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしの声)
水野会長	<p>異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、4番、丹治貞二君。7番、森哲也君を指名いたします。</p> <p>日程第3、事務報告。 内容について、事務局より報告いたします。</p>
小林局長	<p>日程第3、事務報告。 令和4年2月4日から令和4年3月21日。 2月4日、令和3年度第4回猿払村農業委員会総会をこの場にて開催をしてございます。農業委員9名、事務局4名となっております。 2月7日、令和3年度ブロック別農地業務担当者職員研修会をオンラインで開</p>

催をしてございます。高橋主事が参加してございます。

農業会議が主催する研修会でございます。今回の案件については、農地転用に関する留意点や農業振興地域制度の仕組み。また人・農地プラン関連の施策の見直し等、オンライン形式で開催をしてございます。

続いて、2月16日、宗谷農村パートナー対策協議会男性婚活セミナーを役場にて開催してございます。末永次長、高橋主事が出席してございます。

こちらの内容については、宗農連の事業でございます。婚活におけるスキル向上を図るための事業となっております。コロナ禍により、オンライン形式で実施し、宗谷全体で男性7名となっております。内容としては、NGな会話・弾む会話と好感度の持てる婚活ファッションをテーマに講師を招きながら、講演をしてございます。

続いて、3月8日、第1回の猿払村議会定例会が開催してございます。会長と私が出席してございます。

内容については以上です。

水野会長

事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。

なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告書等についてを議題といたします。

内容について、事務局より説明します。

小林局長

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。

下記のとおり、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので、ご審議願います。

令和4年3月22日提出、猿払農業委員会会長水野正継。

今回の案件につきましては、5社の法人の報告となっております。

1つ目は、〇〇〇〇。2つ目、〇〇〇〇。3つ目、〇〇〇〇。4つ目、〇〇〇〇。5つ目に、〇〇〇〇となっております。

内容につきまして、今お手元のほうに資料をお配りしておりますので、少々時間を設けて中身を確認していただきたいなというふうに思います。

(委員一同回覧中)

水野会長

ただいまの件について、質疑を賜ります。

何か質問ございませんか。

質疑がなければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有各法人の報告等についてを原案どおり可決いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題といたします。

内容について、事務局より説明します。

小林局長 日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。

下記のとおり賃貸借の合意解約通知の提出がありましたので、ご審議願います。

令和4年3月22日、猿払村農業委員会会長水野正継。

内容につきましては、別紙附属資料の議案第2号のほうに、通知書の提出が載っております。

受付番号2番目については、〇〇〇〇と〇〇〇〇さんの賃貸借権の内容となっております。

受付番号3番につきましては、浜猿払の〇〇〇〇さん、浜猿払の〇〇〇〇さんの賃貸借権となっております。

4番目につきましても、浜鬼志別の〇〇〇〇さんと浜猿払の〇〇〇〇の賃貸借権の合意解約となっております。

内容につきましては、〇〇〇〇さんのほうの契約があとから出てくるかと思えますので、関連した内容ということなので、ご理解願います。

以上です。

水野会長 ただいまの件について、質疑を賜ります。

何か質問ございませんか。

異議がなければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを原案のとおり可決いたします。

日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と

いたします。

内容について、事務局より説明します。

小林局長

日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり農地法第3条による許可申請の提出がありましたので、ご審議願います。

令和4年3月22日提出、猿払村農業委員会会長水野正継。

先ほど申しました内容につきまして、重複しますがご説明したいと思います。

受付番号3番、内容につきましては、畑12筆で、面積合計で558,775㎡。譲渡人としていたしましては、浜猿払の〇〇〇〇さんで、譲受人は、浜猿払の〇〇〇〇さんとなっております。賃貸借権による年間744,000円の賃貸料。許可日から令和7年3月31日までとなっております。

受付番号4番、面積につきましては、畑9筆で、合計272,030㎡。譲渡人としていたしまして、浜鬼志別の〇〇〇〇さん。譲受人としていたしまして、浜猿払の〇〇〇〇さんとなっております。賃貸借権でございまして、年間で353,639円となっております。許可日から令和7年3月31日までとなっております。

別紙附属資料の議案第3号のほうに、農地法の審査票を〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん。また、その後ろには位置図を付けてございます。

めくっていただいて、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの第3条の審査票を付けてございます。その後ろについても、地積図、航空写真のほうを付けておりますので、こちらをもって場所の確認をしていただきたいと思います。

どちらも第2条第1項から第2条第7項の要件的な部分については、判断理由、適否につきましては、適ということで精査してございます。

内容については以上です。

水野会長

ただいまの件について、質疑を賜ります。

何か質問ございませんか。

木村委員。

木村委員

〇〇〇〇さんのやつは、ずっともう何年も前から貸し借りやっているよね。これ売り買いとはならないの。

田村主事

今後の計画として、今年の5月に〇〇〇〇さんの農地と〇〇〇〇さんの農地を合理化に乗せるという話を〇〇〇〇さんから出てきていますので、この農地も全部含むという形にはなっています。

木村委員

さっきの件にもちよっと遡ってしまうのですが、〇〇〇〇は地域が違うから簡単にはいかないの。

小林局長 ○○○○の農地は、○○○○側とすれば結構前から買ってくれというようなスタンスであり、村も昔を遡れば、それをどうするかというのが。

○○○○のほうがあそこを使って昔放牧をしていたという経過があったのですけれど、実際にあそこを、今使っている農家の人たちが買うかと言ったときに、とりあえず使える分だけ使うかというような感じのスタンスです。

木村委員 使っていない分、かなり面積あるからね。

小林局長 昔、○○○○側のほうで売りたいとか言っていた話のときには、一度会って話をするかということころまでは聞いていたのですけれど、それから何かあって、きちんとそれを正式に売り買いするかということころまではいっていないような感じなのですよね。

水野会長 変な話、○○○○なので、猿払村が買った場合でしたらおそらく買いやすいのか。変わらないのかな。全部買うのであれば、それに越したことはないのですけれども。

森委員 値のある土地として見れないのだろうし。

小林局長 村とすれば、物を買うときには目的があって物を買わなければならないですから、今回みたいに公共牧場で農地が足りないから買うというのであれば、そういう理由でいいのですけれど、ただ不動産を買うというようなやり方が簡単にいかないというところがあって、それが村にしても、次誰かに譲り渡すのであれば直接やってという話になりかねないし。

木村委員 わかりました。すいません。

水野会長 ほかに質疑ございませんか。
守谷委員

守谷委員 ○○○○の土地は解約しただけで、○○○○さんのほうに許可申請が提出されたわけではないということですか。

小林局長 それが次なのですよ。

守谷委員 別なのですか。

小林局長 すいません。

水野会長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを原案のとおり可決いたします。

日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容について、事務局より説明します。

小林局長

日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。

下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、ご審議願います。

令和4年3月22日提出、猿払村農業委員会会長水野正継。

こちら先ほどの案件と継続しての話になってございます。

番号3利の2。所在、浅茅野3794番地の1。現況は採草畑。地積24,763㎡のうち10,300㎡。ほか合わせまして、2筆で118,000㎡となっております。賃貸借権で、年間118,000円の対価となっております。利用権の開始日といたしまして、令和4年3月22日となっており、利用権の終期につきましては、令和7年3月31日となっております。

譲渡人といたしましては〇〇〇〇で、譲受人といたしまして浜猿払の〇〇〇〇さんとなっております。譲り渡し理由といたしまして、農地を貸し付けて有効利用を図り、譲り受けといたしまして、農地を借り受けて経営の安定を図ることとなっております。

番号3所の8。土地の所在ですが、鬼志別北町474番地。地目は採草畑。地籍で18,327㎡。対価といたしまして、所有権移転で297,780円でございます。所有権の移転時期といたしまして、令和4年3月22日から引き渡しといたしまして令和5年3月31日となっております。

譲渡人といたしまして浜頓別町の〇〇〇〇さんで、譲受人といたしまして鬼志別東町の〇〇〇〇さんとなっております。譲渡理由といたしまして、農地を売り渡し有効利用を図り、譲り受けといたしまして、農地を買い上げて経営安定を図る内容となっております。別紙附属資料の見出し議案第4号のほうをお開きください。

こちらにつきまして、基盤強化法第18条の審査票を添付してございます。第18条の条項といたしまして、第3条第1項1号から第3条の4号までとなっております。判断理由につきましては記載のとおりでございます。適否といた

しましては、適合となってございます。

1枚めくっていただいて、次のページには、位置図のほうを付けてございます。

もう一枚、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの案件につきましても、法第18条の条項といたしまして、第3条の第1号から第3項の第4号までとなってございまして、判断理由は、記載のとおりとなっております。適否といたしましては、適合となっております。

もう一枚めくっていただいて、こちらについては、位置図のほうを記載してございます。

内容については以上です。

水野会長

ただいまの件について、質疑を賜ります。

何か質問はございませんか。

森委員。

森委員

この〇〇〇〇さんのところの〇〇〇〇さんのやつは、今までは賃貸になるの。

小林局長

この件については、今、村で公共牧場の用地を順繰り5年で買うという形で、〇〇〇〇さんですとか、〇〇〇〇さんですとか。そして、〇〇〇〇さんの土地があって、その三つをこの5年間の中で買うという話でしたので、今度令和4年で4年目なんですよね。

最後、令和4年度は〇〇〇〇さんの余った土地を今購入するというのと、最後の年度に〇〇〇〇さん、名前変わって〇〇〇〇さんの名義で買ったのですけれど、最終的にそこを今調整するといいますか、最後の確認をしていったときに、〇〇〇〇さん名義の土地が、この474というところにあったんです。

これを実際に〇〇〇〇さんが使っている部分があって、普通に使っていたと思うんです。何もなしで。

それがたまたま今回整理していたときに、もしこのままにしていたら、ここだけ一筆、〇〇〇〇さんの土地を村が買ってしまうことになってしまうので、ただ、ここの赤く塗ったところが村の名前になってしまうと、集積にならない部分になってしまうので、こちらのほうからこの部分買いませんかと提案に行ったんです。

〇〇〇〇さんも了解してくれて、〇〇〇〇さんも了解してくれた案件でしたので、今回これを乗せて売買にして、要は草地を〇〇〇〇さんの名前に変えるということなんです。

何件か今回整理したときに、本来はその人なのですけれど、違う名義になっていたところがポツポツあったものは、こういう形で整理させてもらって、本人たちに了解をとりながら所有権移転をできていたという案件です。

森委員

分かりました。

水野会長

ほかにございせんか。

なければ、本案を可決することにご異議ございせんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを原案どおり可決いたします。

日程第8、議案第5号、農業委員会の活動計画についてを議案といたします。内容について、事務局より説明いたします。

小林局長

日程第8、議案第5号、農業委員会の活動計画について。

下記のとおり、農業委員会の活動計画についてご審議願います。

令和4年3月22日提出、猿払村農業委員会会長水野正継。

農業委員会の活動計画のほうだったのですが、別紙附属資料の見出し、議案第5号のほうに記載をしております。

毎年この時期になりまして、年度の目標に対する評価をしなければならない部分がありますので、抜粋しながらご説明していきたいなというふうに思います。

1番目、農業委員会の状況につきましては、耕地面積5,640ha。経営耕地面積といたしまして、5,453haとなっております。

総農家数53戸。こちらにつきましては、2020年の農林業センサスに基づいた数字となっております。隣の真ん中にあります農業就業者数も196人となっております。こちらについても、2020年の農林業センサスに基づいた数字となっております。

認定農業者の数につきましては42人。認定新規就農者は3人。農業参入法人といたしまして、13法人という形になっております。

2番、農業委員会の現在の体制といたしましては、任期満了は令和5年7月19日となっております。定数10名に対し、実質9名となっており、認定農業者6名、認定農業者に準ずる者として1名、女性1名、中立委員として1名となっております。

2番目、担い手への農地の利用集積・集約化でございまして。

1番、現状及び課題といたしまして、現在の農地の利用集積は円滑に進められており、今後も遊休農地を発生させないように担い手に利用権の設定をして、農地の有効を図ることとなっております。

令和3年度の実績といたしまして、目標5,640haに対し、実績で5,468haとなっており、達成率として97.27%となっております。

3番目、目標の達成に向けた活動といたしまして、活動実績として、農協と連携をしながら、農地の賃貸・売買の要望を把握して、効率的に農地を集積してき

たところでございます。また離農跡地については、合理化事業などを活用しながら、新規就農者への農地の集積を行ってきたところでございます。

目標及び活動に対する評価といたしまして、活動に対する評価として、より要望を集約しながら、効率的な集積を行うべく活動していく必要があるというふうでございます。

3番目、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進といたしまして、新規参入の状況といたしまして、令和元年度につきましては、1経営体。令和2年度の新規参入といたしまして、2経営体となっております。

課題といたしまして、過去数年では2名の新規就農者が実現してございます。今後も担い手不足が発生することが予想されることから、就農対策等を行い、担い手の確保を目指していきたいというふうに考えてございます。

2番目、令和3年度の目標及び実績といたしまして、目標として、1経営体を目標としてございます。

目標の達成に向けた活動といたしまして、内容としましては、新規就農フェア等の参加。また農業系大学への訪問などをして、活動実績といたしまして、11月30日には秋の大学訪問等を実施してきてございます。

活動に対する評価といたしまして、活動をとおして猿払の酪農の認知度を高めることにつながるため、引き続き実施していく必要があるというふうに押えてございます。

次、遊休農地に関する措置といたしまして、現状及び課題といたしましては、遊休農地の面積は0haとなっております。

令和3年度につきましても0haとなっております。②の活動の目標達成に向けた活動といたしまして、活動実績といたしまして、農地利用状況調査を実施してございます。調査員8名。実施時期といたしましては10月18日となっております。活動内容としましては、日常的なパトロールを実施してきてございます。

活動に対する評価といたしまして、農地の利用状況調査を実施することで、農地の適正管理が行われるというふうに押さえてございます。

続いて、違反転用の適正な対応でございます。

現状と課題といたしましても、違反転用につきましても0ha。令和3年度の実績といたしましても0haで、今後も発生させないように農地パトロール等を行っていく必要があるとしまして、実績としましては、農地パトロールの実施をし、成果につながっていると判断してございます。

続いて、農地法等により、その権限に属された事務に関する点検といたしまして、農地法第3条の規定に基づく事務処理といたしましては、1年間で4件。うち4件が許可相当となっております。

続いて、農地転用に関する事務といたしましては、年間で2件。知事案件はなかったということでございます。

次のページ、農地所有適格法人からの報告の対応といたしまして、農地適格法人数が13法人。こちらについても、報告書等の提出については、13件の全法

人から出てございます。

続いて、情報の提供といたしまして、賃貸借料の調査提供といたしまして、対象賃貸借件数27件。公表のほうについては、ホームページで公表してございます。

農地の利用、権利移動等の状況把握といたしまして、こちらについては117件の調査対象の権利移動となっております。こちらについてもホームページのほうで情報提供してございます。

農地台帳の整備といたしまして、対象面積といたしまして5,760ha。データの更新等については、随時更新をしてございます。こちらのほうについても、システム同様公表することになっております。

続いて、地域農業者からの主な要望・意見等なのですが、こちらについては要望等もございません。

事務状況等の公表については、ホームページ等で公表をしております。今回の活動計画の点検等についても公表する内容となっております。全体として以上です。

水野会長

ただいまの件について、質疑を賜ります。
何か質問ございませんか。

質問がなければ、本案を可決することでご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第5号、農業委員会の活動計画を原案どおり可決いたします。

日程第9、議案第6号、農地利用最適化推進委員の委嘱の可否についてを議題といたします。

内容について、事務局より説明します。

小林局長

日程第9、議案第6号、農地利用最適化推進委員の委嘱の可否について。

農業委員会に関する法律第17条第1項では、農業委員会は農地利用適正化推進委員を委嘱しなければならないとされております。同項のただし書において、政令で定める基準に該当する農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができることとされております。

つきまして、下記のとおり提案いたしますので、ご審議願います。

令和4年3月22日提出、猿払村農業委員会会長水野正継。

こちらの附属資料といたしまして、別添の附属資料見出し、議案第6号の内容をご覧いただければと思います。推進委員の委嘱をしないことができる基準とい

たしまして、一つ目に、担い手への農地集積率が70%以上であることと、遊休農地率が1%以下であるということが条件となっております。

村の農地の状況といたしまして、面積5,640haに対し、農地の集積率が、令和4年3月末現在では集積率98.07%で、遊休農地率については、令和3年の12月末現在で0%となっており、こういった条件があることから、推進委員については、委嘱をしないということの内容となっております。

法令的な一部の抜粋については、附属資料の下段のほうに記載されてございます。こちらに目をとおしていただければ分かると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

水野会長

ただいまの件について、質疑を賜ります。
何か質問ございませんか。

質疑がなければ、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第6号、農地利用最適化推進委員の委嘱の要否についてを原案のとおり可決いたします。

日程第10、その他。

その他として事務局から何かありますか。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

なければこれで、第5回農業委員会総会を終了いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

議長 水野正継

会議録署名委員

会議録署名委員